

## 規 則

埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十九号

埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県土採取条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」と改め、同様式に注として次のように加える。

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

土採取計画認可申請書

収入証紙 貼付け欄 (消印をしないこと。)
-----------------------------

(宛先)

整理番号	
認可年月日	年 月 日
認可番号	第 号

年 月 日

埼玉県知事

住 所

申請者 氏名又は名称及び法人にあ

つては、その代表者の氏名

(電話番号

印

)

埼玉県土採取条例第5条第1項の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 土採取場の区域

市町村名	大 字	字	番 地	土地の 現 況	登 記 簿 上の地目	登記簿上の 面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
合 計						m <sup>2</sup>	

## 2 採取する土の数量及び採取期間

採取する土の数量	採取期間	稼働時間	備考
m <sup>3</sup>	自 年 月 日 至 年 月 日	午前 時～午後 時	

## 3 土の採取の方法及び採取のための設備その他の施設

### (1) 採取の方法

掘削する高さ	掘削の勾配	ベンチの高さ	掘削面に設ける小段の幅	隣地等との保安距離
m	度	m	m	m

### (2) 採取のための設備

採取(積込みを含む。)機械									
機械の名称	能力(m <sup>3</sup> /時間)	台数	1日平均稼働時間	1か月平均稼働日数	機械の名称	能力(m <sup>3</sup> /時間)	台数	1日平均稼働時間	1か月平均稼働日数

## 4 土の採取に伴う土砂の崩壊等の防止のための方法及び施設

掘削時における土砂等の崩壊の防止の方法及び施設	
土砂等の流出の防止方法及び施設並びに雨水排水の処理方法及び施設	
粉じん発生の防止方法	
土砂等の搬出に伴う土採取場内及び当該土採取場から公道に至るまでの搬路の整備の方法	
その他の災害の防止方法及び施設	

5 のり 法面保護のための方法及び施設

(1) のり 法面保護の方法

植 樹	植 草	種 ま き	種 吹 付 け	そ の 他
上記についての具体的方法				

(2) のり 法面保護のための施設

のり 法面保護の施設	
------------	--

注1 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

2 添付書類

- (1) 土採取場の位置を示す地図で縮尺 $\frac{1}{50,000}$ 以上のもの
- (2) 土採取場及びその周辺の状況を示す見取図
- (3) 土採取場及び土採取場に隣接する土地の公図の写し
- (4) 土採取場の採取計画を示す実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図
- (5) 土採取場での土採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- (6) 土の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- (7) 土採取場からの土の搬出の方法及び土の運搬の経路を記載した書面
- (8) その他知事が特に必要と認める書類

樂名縣三川町

収入証紙  
はりつけ欄  
(消印をしないこと。)

「あて先」や「宛先」

のため、回樂名のほか次のようにする。

注 1 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

2 変更の内容が「採取期間の延期」である場合は、認可採取計画及び現在までの採取状況を明確に示した平面図及び断面図を添付すること。

樂名縣三川町「あて先」や「宛先」は「とつた」や「採つた」のため、回樂名は必ず次のようにする。

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

樂名縣三川町「あて先」や「宛先」のため、回樂名は必ず次のようにする。

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。